

「携帯電話使用等違反」厳罰化!!

～違反点数、反則金が3倍!!～

※普通車の場合

携帯電話使用等に関する罰則の強化を含む改正道路交通法が本年12月1日から施行されます。

- 携帯電話を使用又は保持して自動車等を運転した場合

基礎点数 3点(これまでは1点)

反則金 大型車2万5,000円(これまでは7,000円) ※これまでの3.6倍

普通車1万8,000円(これまでは6,000円) ※これまでの3.0倍

二輪車1万5,000円(これまでは6,000円) ※これまでの2.5倍

原付車1万2,000円(これまでは5,000円) ※これまでの2.4倍

- 携帯電話を使用して自動車等を運転し、交通事故を起こすなどの交通の危険を生じさせた場合

基礎点数 6点(これまでは2点)

罰金 (刑事手続の対象となり交通反則通告制度から除外)



運転中にスマートフォンなどをどうしても使用しなければいけないときは、必ず安全な場所に停止してから使用しましょう。

秋 田 県 警 察